

公害防止管理者等国家試験

制度所管部局：水・大気環境局総務課
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室

1 制度の概要

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の条件を有する特定工場に公害防止組織の整備を義務づけており、公害防止に関する技術的事項を管理する者（以下「公害防止管理者」という。）及び大規模工場において公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する者（以下「公害防止主任管理者」という。）には法に定められた一定の資格を取得した者を選任しなければならない。本国家試験は、試験合格者に対して、その資格を付与する制度である。

2 指定登録基準

【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第8条の4】

第8条の4 経済産業大臣及び環境大臣は、他に第八条の二第一項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 一般社団法人又は一般財団法人であること。

四 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不正になるおそれがないものであること。

3 委託等に係る事務・事業の検査料等（平成22年10月1日現在）

(1) 受験手数料とその積算根拠

| 試験区分 | 受験手数料 | 積算根拠 |
|--|--------|--|
| 大気関係第1種公害防止管理者 大気関係第3種公害防止管理者 水質関係第1種公害防止管理者 水質関係第3種公害防止管理者 ダイオキシン類関係公害防止管理者 公害防止主任管理者 | 6,800円 | [人件費＋事業費＋管理費(118,320千円)] ／受験申込者数(17,400人) |
| 大気関係第2種公害防止管理者 大気関係第4種公害防止管理者 水質関係第2種公害防止管理者 水質関係第4種公害防止管理者 騒音・振動関係公害防止管理者 特定粉じん関係公害防止管理者 一般粉じん関係公害防止管理者 | 6,400円 | [人件費＋事業費＋管理費(58,880千円)] ／受験申込者数(9,200人) |

4 当該試験・検査を行う公益法人(平成22年10月1日現在)

| | |
|----------|--|
| 法人の名称 | 社団法人産業環境管理協会 |
| 法人の連絡先 | 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-2-1三井住友銀行神田駅前ビル6F TEL03-5209-7713 |
| 指定・登録の時期 | 平成13年3月30日 |
| 指定・登録の理由 | 公害防止管理者等国家試験の実施機関を指定するにあたって、法第8条の4の指定基準に適合しているため。 |

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

特になし